第Ⅰ編　策定の趣旨

いつの時代も子どもは社会の宝であり未来への希望です（長崎県子育て条例前文）。

全国的に少子化が進行する中、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成 15 年７月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づく本県の行動計画として平成 17 年３月に「長崎県次世代育成支援対策行動計画（ながさきこども未来 21）」を策定し、様々な施策を推進してきました。

また本県では、平成 20 年 10 月、こどもや子育ての支援について基本的な考え方を定め、県・市町等の役割や県の施策の基本となる事項等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定し、その推進のため、平成 22 年６月には、「ながさきこども未来 21」の後期計画として「長崎県子育て条例行動計画（平成 22 年度～26 年度）」を、その後、「長崎県子育て条例行動計画（平成 27 年度～31 年度）」、「長崎県子育て条例行動計画（令和２年度～６年度）」を策定し、全庁的な体制で取組を進めてきたところです。

これまでに、本県の合計特殊出生率は、平成 28 年には 1.71 まで回復したものの翌年以降７年連続で減少しており、令和５年には 1.49 と過去４番目に低い数値となっております。人口減少は将来に向けて労働力不足や経済規模の縮小を招き、社会保障やインフラ・行政サービスなどあらゆる経済社会システムの機能を維持できなくなることが懸念され、喫緊の課題となっております。
国においては、2030 年までが少子化トレンドを反転させるラストチャンスとして「こども未来戦略」が策定されており、こうした国の少子化対策と整合性を図りながら、県民が希望通りに結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の整備に向けて、包括的な視点で対策を講じてまいります。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が進む中、子育てに不安や孤立感を感じる方は多く、児童虐待、いじめや不登校、さらにはこどもの貧困、ヤングケアラーなど依然としてこどもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こどもが成長に応じた出会いや体験を通して、自立する力、命の大切さや他人を思いやり尊敬する心を身につけるよう育てること、子育て家庭が幸せを感じるよう、共に手をとりあって具体的に行動することの大切さをうたった長崎県子育て条例を着実に推進することが必要です。

さらに、令和５年４月に施行された「こども基本法」や、同年 12 月に策定された「こども大綱」の理念に則り、本県においても、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、必要な施策を講じる必要があります。

この「長崎県子育て条例行動計画（令和７年度～令和 11 年度）」は、前「長崎県子育て条例行動計画」の計画期間終了に伴い、これまでの取組と、こどもと子育て家庭を取り巻く社会の動向を踏まえ、改めて「長崎県子育て条例」が目指す、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担うこどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることができる社会の実現のため策定するものです。

第Ⅱ編　計画の性格

この計画は、前「長崎県子育て条例行動計画」の後継計画として「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるため、施策の方向性を明示するものです。

また、「子ども・子育て支援法」に基づく本県の子ども・子育て支援事業支援計画、「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援対策にかかる県行動計画及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者育成支援にかかる県行動計画としても位置付けるとともに、この計画の第５章第３節の「ひとり親家庭等の自立支援の推進」は、「長崎県ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

さらに、これまで個別計画として策定していた「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県推進計画、令和５年度に施行された「こども基本法」に基づく県こども計画を一体的に策定し、各種施策の推進に取り組むこととしています。

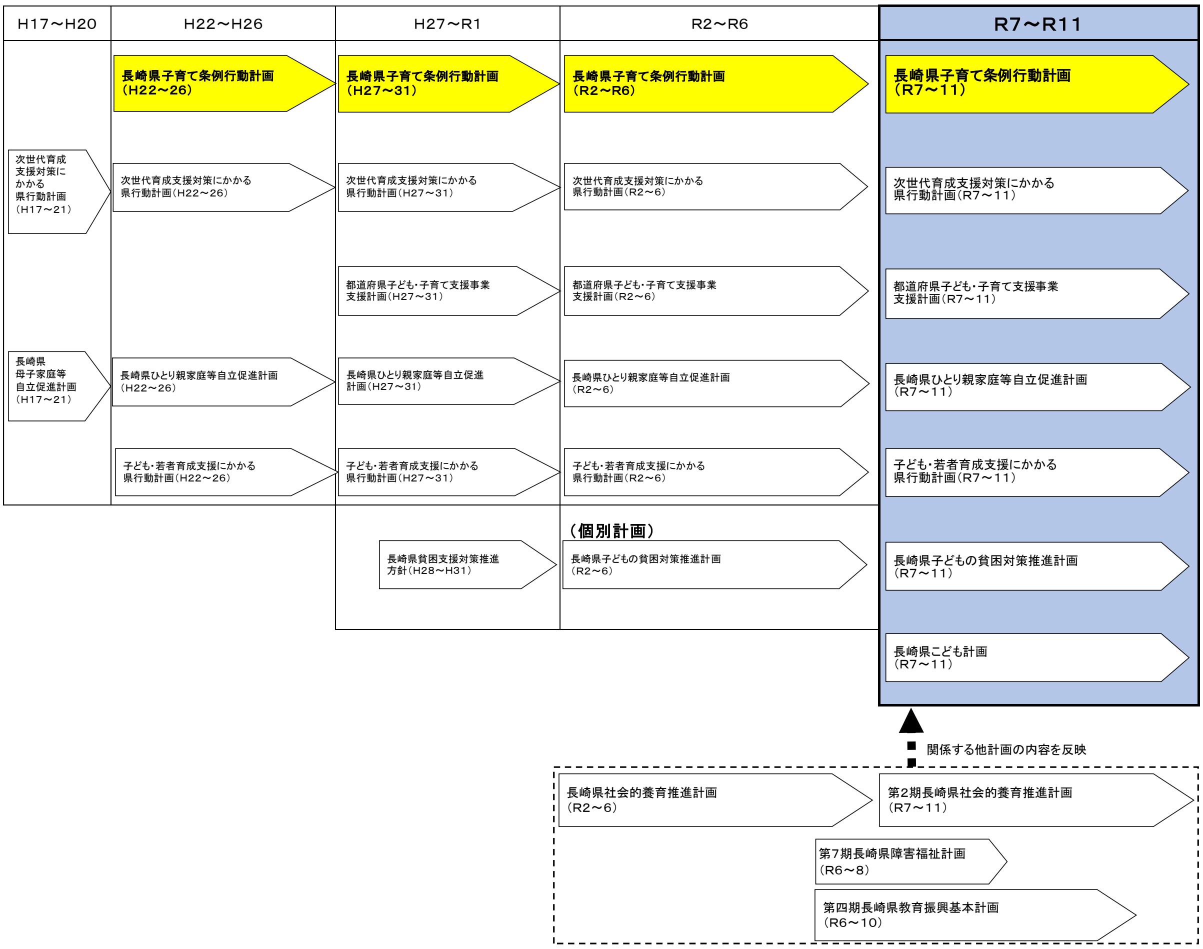

・SDGs の理念を踏まえた取組について

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、この SDGs の理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGs の達成に貢献していくこととしています。

なお、本計画に掲げる施策と特に関連する SDGs の目標は次のとおりです。

	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		

第Ⅲ編　計画期間

　この計画は、令和７年度を初年度とし、令和 11 年度を目標年度とします。
　また、毎年度、この計画の進捗状況を公表してまいります。
　なお、今後の社会情勢等によるこども・子育てをめぐる環境の変化に応じて、本計画の見直しを行います。